

市議会報告

12月定例会

平成18年度一般会計及び特別会計予算案など、24議案を審議

平成18年12月第7回倉吉市議会定例会が、12月5日(火)から15日(金)まで開催され、平成18年度補正予算案及び条例案等24議案、陳情11件、選挙2件、議会発議3件などが審議されました。とくに、若者定住住宅取得奨励金交付条例については、活発な議論が行われました。

会議録(質問、答弁など)は、各地区公民館、各人権文化センター、市立図書館、市役所2階の市民と市長のふれあいコーナーなどで、2月下旬からご覧になれます。市議会会議録検索システムは、倉吉市ホームページからご覧になれます。

■議案

【原案可決 20件】

- 平成18年度の一般会計、各特別会計など計14件の補正予算案件
- 倉吉市税条例の一部改正など4件の条例案件
- 土地改良事業の施行について
- 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約について

【同意 2件】

- 公平委員会委員の選任について
- 人権擁護委員候補者の推薦について

【否決 3件】

- 平成十八年度倉吉市国民宿舎事業会計補正予算
- 倉吉市若者定住住宅取得奨励金交付条例の制定について
- 倉吉市若者定住住宅取得奨励金交付条例の制定に対する修正案

■陳情

【採択 1件】

- 現行の特別医療費助成制度の堅持について

【趣旨採択 2件】

- 安心してかかれる医療保障の充実を求める意見書提出について
- 介護保険制度の改善を求める意見書提出について

【不採択 5件】

- 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書提出について
- 保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める意見書提出について
- 安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の増員を求める意見書提出について
- 地方税制改正について

【継続審査 3件】

- 新斎場建設候補地の推薦撤回について
- 「グリーンスコレセきがね」存続について
- 新斎場建設候補地の取り下げについて

■選挙

【指名推選 2件】

- 倉吉市選挙管理委員会委員の選挙について

- (福富)永江重昭さん、(秋喜)小谷義博さん、(関金町大鳥居)小林美子さん、(山根)小谷喜寛さん
- 倉吉市選挙管理委員会補充員の選挙について
- 1(中河原)中井吉郎さん、2

市議会報告

1月臨時会

特別医療費助成条例など2議案を審議

平成19年1月第1回倉吉市議会臨時会が、1月10日(水)に開催されました。特別医療費助成条例の一部改正ほか一議案が審議されました。

会議録(質問、答弁など)は、各地区公民館、各人権文化センター、市立図書館、市役所2階の市民と市長のふれあいコーナーなどで、4月上旬からご覧になれます。

市議会会議録検索システムは、倉吉市ホームページからご覧になれます。

■議案

【原案可決 2件】

- 平成18年度の一般会計補正予算
- 倉吉市特別医療費助成条例の一部改正について



- (中江)吉田正さん、3(広瀬)福永孝行さん、4(みどり町)尾崎弘美さん
- 議会発議
- 【原案可決 3件】
- 倉吉市議会委員会条例の一部改正について
- 倉吉市議会会議規則の一部改正について
- 新型交付税導入後も地方交付税制度の堅持を求める意見書提出について

安い掛け金であなたを守る

交通災害共済

平成19年度
加入申込開始!!



平成19年度交通災害共済

の加入申込の時期になりました。

交通災害共済は、交通事故

で災害を受けた人の救済を

目的とした制度です。もし

もの事故に備え、ぜひ家族そ

ろってご加入ください。

【加入できる人】

市に住民登録または外国人

登録している人です。ただし

2～3月中に東伯郡以外の住

所へ転出する人は加入できま

せん。

【共済期間】

平成19年4月1日から平成

20年3月31日までの事故が対

象です。この期間に転出して
も効力はあります。

【加入の仕方】

2月中旬、自治公民館を通

じて加入申込書を配付しま

す。必要事項を記入し、各町

内の世話人に掛け金と一緒に

渡してください。また、総務

課総務係で直接、申込も受け

付けています。(加入者証の

送付は4月中旬の予定)

【見舞金の対象となる事故】

自動車・オートバイ・自転

車など、車両で道路を走行中

に発生した人身事故が対象に

なります。また、歩行者が交

■共済掛け金

区 分	共済掛け金(年額)
第1種 (大人・子ども)	500円
第2種 (大人・子ども)	1,000円

■共済見舞金

区 分	災害の程度(治療実日数)	見 舞 金	
		第1種	第2種
1等級	死亡、自賠法1級障害	1,000,000円	2,000,000円
2等級	自賠法2級、3級障害	500,000	1,000,000
3等級	301日から365日まで	330,000	660,000
4等級	241日から300日まで	220,000	440,000
5等級	211日から240日まで	165,000	330,000
6等級	181日から210日まで	140,000	280,000
7等級	151日から180日まで	120,000	240,000
8等級	121日から150日まで	100,000	200,000
9等級	91日から120日まで	85,000	170,000
10等級	71日から90日まで	70,000	140,000
11等級	51日から70日まで	55,000	110,000
12等級	31日から50日まで	40,000	80,000
13等級	21日から30日まで	30,000	60,000
14等級	15日から20日まで	22,000	44,000
15等級	8日から14日まで	17,000	34,000
16等級	7日以内	12,000	24,000

通事故に巻き込まれた場合も
対象となります。

例えば、

◆自転車走行中、転倒した

◆歩行中、自転車がつつかっ

てきた

◆信号で車を停止したら、後

ろの車に追突された

といった事故も対象になりま

す。

交通事故に遭ったときは、

どんなに軽いけがでも、必ず

警察に届けてください。事故

当時は軽いけがと思っていて

も、後で傷が痛んだり悪くな

ることがあります。

警察に届け出がないと、見

舞金の支給が制限されます。

【見舞金の請求期間】

見舞金の額は、表のとおり

です。(わずか1日の通院で

も見舞金は支給されます)

見舞金の請求は、事故の

あった日から1年以内に手続

きをしてください。

請求に必要な書類は総務課

総務係にあります。

※問合せ先…総務課総務係

(TEL 22-8162 / FAX 22-1087)

■遺児見舞金

交通事故で、共済加入者の父母または主たる扶養者が死亡したときは、その人と生計を一にしていた義務教育終了前の子に対して支給されます。

区 分	見 舞 金	
	第1種	第2種
遺児1人につき	100,000円	200,000円

申告会場は、県立倉吉体育文化会館です！

市役所、税務署では受付しません

所得税の確定申告 市県民税の申告はお早めに

確定申告の時期となりました。

所得税の確定申告や市県民税の申告をしなければなら
ない人は、自分で書いて、早めに申告しましょう。

郵送でも受け付けます。

また、市県民税の申告書が必要な人はご連絡ください。

市県民税申告の必要のない人

次のいずれかに当てはまる人は申告がいりません。

- ① 所得税の確定申告書を提出される人
- ② 給与のみで、事業所から給与支払報告書が提出されている人
- ③ 公的年金のみの65歳以上（昭和17年1月1日以前生まれ）の人で、その収入が148万円以下の人
- ④ 公的年金のみの65歳未満（昭和17年1月2日以降生まれ）の人で、その収入が98万円以下の人

所得税の確定申告 および 市県民税の申告

受付期間

2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日を除く)

受付時間

9:00～16:00

受付場所

県立倉吉体育文化会館（2階中研修室）

＜関金会場＞

（山守地区）3月1日（木）～2日（金）

（南谷地区）3月5日（月）～7日（水）

（矢送地区）3月8日（木）～9日（金）

受付時間 9:00～16:00

受付場所 関金総合文化センター
（関金支所2階山村青年会議室）

当日持参していただくもの

- ① 申告書が届いた人はその申告書、② 給与、年金の源泉徴収票、③ 収支明細のわかるもの、④ 国民年金、生命・損害保険料などの証明書・領収書、⑤ 印鑑
＊前年に申告された人は、その申告書・収支内訳書の控えをご持参ください。



農業・営業・不動産の申告をされる人で、収支内訳書を作成されていない人は受付ができませんので、事前にご自身で作成してください。

また、減価償却資産を経費算入される人は、資産の名称、取得時期、取得金額などのわかるものをご持参ください。

ご注意ください

郵送などによる申告

確定申告期間中は会場が混雑し、待ち時間も長くなることから、自書できた人は郵送による申告をしましょう。

※問合せ先
倉吉税務署
☎26・2721
市税務課 ☎22・8114
FAX 22・1087



ご利用ください



国税庁のホームページで確定申告書が作成できます

国税庁および広島国税局では、インターネットを通じて確定申告に役立つ情報などの提供を行なっています。

「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、申告書などを簡単に作成することができます。

ぜひ、ご利用ください。

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>

ハート・ベリアフリー

倉吉市人権文化センター
TEL 22-4768 / FAX 22-4901

改正男女雇用機会均等法

4月1日からスタート

改正男女雇用機会均等法のポイント

【例えば】

- 男性だからという理由で不採用も禁止
- 妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱いの禁止
- 男性に対するセクシュアル・ハラスメントも禁止

鳥取県男女共同参画推進企業に認定された(株)ベクト創業・(有)若建設工業・(株)フクタニ各社の担当の人にお話を伺いました。

鳥取県では平成16年2月から、男女共同参画推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業を認定しています。(男女共同参画推進企業制度)現在までに、県内36社が認定されています。

女性も男性も、ともに働きやすい

職場をめざすために



共働き所帯が増えるなか、家族の理解や協力が必要です。

企業のトップの意識だけでなく、職員全員で目的達成のための学習を積み重ねています。

女性の管理職として、現場と責任者に対するパイプ役を担うことなど、働きやすい職場づくりをめざしています。

事務所の清掃、お茶くみなど、できることから男性・女性にかかわらず分担し合っています。

あなたの職場はどうなっていますか？

少子高齢化、人口減少、グローバル化が進むなか、職場では仕事と家庭の両立支援、女性の登用や能力開発、セクシュアル・ハラスメントのない就業環境づくりなど「男女が共に能力を発揮し働きやすい職場づくり」を進めていくことが求められています。

採用、配置、昇進などあらゆる場面で男女が均等に扱われているか、セクシュアル・ハラスメントで嫌な思いや疑問を感じたとき意思表示はできているか、また、職場での研修会かなど、職場の環境づくりはとても大切です。

あなたの職場の就業規則なども点検してみましょう。



雇用機会均等法などの問い合わせ先について

職場での男女取り扱いやセクハラ、母性健康管理、育児・介護休業法、パートタイム労働法などについての問い合わせや相談・困りごとは…

鳥取労働局均等室

〒680-0852

鳥取市富安2丁目89番9号

TEL 0857-29-11709 / FAX

0857-29-4142

受付時間…午前8時30分～午後5時15分

「倉吉市同和教育研究会会員研修会」

と き：2月17日(土) 13:30～15:30

ところ：倉吉未来中心セミナールーム3

講演：「ハンセン病療養所の入所生活と今後の療養所について」

講師：国立療養所邑久光明園入所者自治会 副会長 山本英郎さん

入場料：無 料 ※研修会はどなたでも入場できます

※問合せ先：人権文化センター (TEL 22-4768 / FAX 22-4901)